## ネルチンスク條約の國境に就て

增田忠雄

間 法が必要である。 決定された。 代表ゴロウィン (Theodore Alexyevitch Golovin 多大の問題の存する處であつて、これを解釋するためには、 0 ウリア路、 に調印 國境會議が開催せらる\<br />
と\<br />
なつた。この結果、 + 七世紀の中葉以來、 业 アムール路により交渉、 られたネルチンスク條約によつて、 との アル ij ン河は問題ではないが、 黑龍江上流地方に於て、 紛争を繼續し、注こそれを解決するためにネルチンスクに於て、 この中間地帯は分割せられ、 接觸するに至つた露支兩國は、 ヶ 支那にては俄昆尼、 n ベ 康熙二十八年七月二十四日 (露曆 | 六八九年八月六日 ) ロシア チ河 當時の地理的知識の推定と、 が當時兩國當事者にとつて如何に 又は費耀多羅と書す)と支那代表索額圖との アル グン河とケルベチ河が その間に生じた中間地帯を通ずるダ 條文の地理的考證との二方 理 一解され 支那にとつて最初 7 兩國の國境と ねたか

(52)

ζ, マゾフ 當時 後者はネルチンスク條約後のものであるので、 Ď (Semian Remazoff) 地 理的知識を推定する資料としては一六六七年のゴドノフ(Ivanovich Godunoff)の地圖と一六九六年のレ の地圖があるが、至つて原始的な簡單な圖で國境考證には直接参考になるものではな ケルベチ河國境が記入されてゐるが、その位置が、 アル バヂンよ

ある。 岸に界標 本圖 の記入があり、 の基礎となつ た康熙帝の皇與全覧圖(滿漢合壁清內府一 との系統の乾隆十三排圖には安巴格爾必齊必拉の河 統與地秘圖)には同じく、 口と額爾古納必拉 ァ シ Ø 裥 ズ 口西岸に ヶ ル べ 界標 チ 河 0 口 記 東

側

より

流入するア

ンベ

ヶ n

ベチ(Amba-Kerbetchi Pira)河の河口東岸に界標を思は

せる塔形

0

圖

が

描

いて

ある

0

で

兩國の

國境なることを示してゐる。

Agigue-Kerbetchi Pira

とあり、

その東側

K

(Agigue-Kerbetchi)河とである」との記入があり、

たデュ

ア

n

F

Ø

支那帝國全誌第四卷所載

の地

は遙

か

に詳密なもので参考になる點が多大である(註三)。

ح

れ等

K

比べると、

この會議より約二十年後に、

ح

の

地

方を測圖

L

たと考へら

れる耶蘇會

士の報告を基礎に作圖

L

その

第

九圖

(露滿交界地方)の中に、

「ネルチ

ンスク條約による露滿國境はエルゴネ(Ergoné)河とア

Ŧ

产

ヶ

n べ

チ

17 ŋ

推定

3

れ

方ア

ル 7 河

バ ヂ

ン確保の國內對策

0

ため

の表現

とも考

られ、

参考になる點が

少少い

下

流

現在

0

ゼー

、附近にあり、

當時

п

シア側

0

ケル

べ

チ

河

0

位置に對して如何なる程度の理解を持つて

あた

カュ

入が あ る の で ある。

そ

とで問題はネルチンスク條約にて決定された國境が、

アル

グ

ン河口より少し下流にて黑龍江に流入するアヂゲ

ルベ ケルベ チ 河(ア チ 河 (アヂゲは滿洲語で小)か、 ンバは滿洲語で大)かと云ふ點に歸着する。 アル ij ン 河 口より遙か上流にてシ ル カ河( (現在の河川名)に合流するアンバ・ ヶ

ンスク條約の國境に就て(增田)

木

N

チ

號 Ħ. =

第二十六卷

第

礻

第二十六卷

第

との問題 を解釋するためにネル チ ンスク條約の條文を地理的に吟味する必要が生じて來る。 との會議 K は支那 が側通

譯としてゲルビロン(Gerbillon)、ペレイラ(Pereira)等の教養ある耶蘇會士が隨行したために、 ラテ ン語を以つて交

り満洲 文 の寫し一 部を交換したのであるが、 双方ともこれを判讀し得ず、 從つて兩者の意見の一 致はラテン 正 文に 於

條文が殘れることゝなつたのである。(この時は地圖を交換してゐない)。

したのである。その後建設された國境界標にラテン、

滿洲、

П

シア、

漢文の條文が刻され、

ح ک

に漢文

ての

み 存

在

渉が行はれ、

從つて調印が行はれた條約正文はラテン文にて、

その他、

П

シ

ア側よりロ

シア文の寫

L

部(

支那側よ

である。 ルビチ(Kerbichi)河は兩帝國間の限界を形成す……而して同じくサガレ 從つて據るべき條約はラテン文であるので、 タター ル 人にウル ム(Vrum)と稱ばる \チョルナ(Chorna)河に近きサ 先づこれが西北地 方の國境に關係のある條文を紹介すると、 ンウラ河口、 ガレ  $\nu$ ウラ(Sagalien Vla)河に注ぐケ 上方にて注ぐアルグン(Ergon) 次の 如

河はその限界を形成す……。

b 卷 ルベチ河及びアルグン河は共にサ 右の如 そこで先づ兩 二〇一頁所載) 漢文には格爾必齊河とあり、 く何等 ケルベ この にある佛文條文にもたどケル ヶ チ ルベチ河を決定する詞なく、 河の流入する河川 ハリンウラ河に流入するとあり、 何れによるも、 Ø, 當時に於ける名稱より考證を進めんに、 前述の大、 べ チ河 叉この會議の通譯ゲ とあるのみで、 小 ケ 'n 漢文の條文には兩者ともに黑龍江に注ぐとある。 ベチ 河の何れとも決定することが出來ない(註四)。 П N シ ピ п ア文にはゴ ンの 日記 前掲の如くラテ ルビ (デュ ッ ァ ア (Gorbitsa) ルド、 前揭書、 ン文には、 河とあ 第四 ヶ

ネルチンスク條約の國境に就て(增田)

7

ヶ

ル

~:

、チ河の

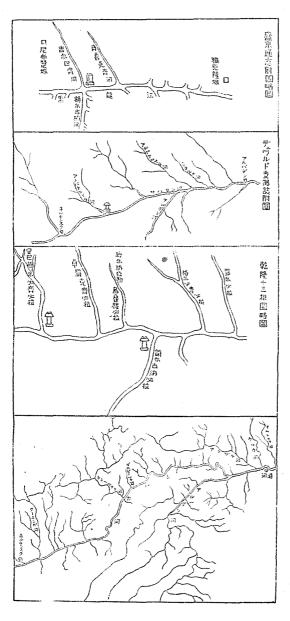
位置を決定することは出來ない。

はサ 前 人はアム 一掲のデュアルドの第九個には、 ハリンウラの記入があり、 ールと稱する」と記入してゐるが、 當時との流路全部がサハリンウラと稱せられてゐたことを知るのである。 との河川に沿つて、「瀟洲人はサハリンウラと稱し、 シルカ河の記入は見られない。 而して現在のシル 支那人は黒龍江と稱し、 カ河の位置にも同闘 П シア K

ないかと考へられ、 IJ ラ ンウラに流入す」とある。 條文には前掲の如く、 かく推定するとケルベチ河は、 この「上方にて」(Supra)はケルベチ河より上流 ケルベチ河國境の記述の次に、 アルグン河口より下流の小ケルベチ河でなけれ アルグン河の國境を規定し、 にてサハリンウラに流入する意味では その説明に「上方にてサ ばならない。

河の 稱 越えてゼー ば べ つに分ち、 チ河でなければならず、 П 記 たものと考へられる。 流 П シア條文では、 述 をシル は第一條に、 ア人の黑龍江流域進出の二派が各自その土人の河川名を繼承したもので、 ヤ河より黑龍江に出て來たものは、 てれを現 カ河、 下流をアムール河とロ = 在 アル ルビツア河はシルカ河に流入し、 の河川名より解釋すれば、 從つて兩河川名にも確たる限界があるわけではなく、 グン河の 前者と矛盾し、 記述は第二條に分載されてゐる點より、 シア人は稱してゐたかは疑しい。この二つの河川名は、 11 シア側に不利な結果となる。 この河をアムールと稱し、 ケルベチ河はアル アルグン河はアムー ガ ン河口より上流に位置すること」なり、 ザバ 果して當時、 その作者の相違も考へられ、 ルに流入するとありて、 イカ L カン ヤクーツクより ルより東進したもの もロシア條文にて 現在と同じくアルグン 南下、 筆者の愚考 との河川 は は シ とれによつ =7 外興安績を n ル カ 河口よ 大ケル ĸ ビツア 河と J

明なく、漢文には綽爾納卽烏倫穆河とウルム河の方を主として居り、ゲルビロンの日記のフランス文では la riviere なることを示してゐる。 稱ばれるチョ よく知られた河川ではなく、 そこでケルベチ ルナ河に近きケルベチ河」と説明し、 河の附近の河川より推定しなければならない。大體との會議當時、 ロシア條文にはチェルナヤ河(Chernaya ロシア語で黑河の意)とあるのみにてウル 從つてラテン條文にも、 ケルベチ河より却つてチョ との ケ ルベチ河の位置を示すために、「タ ル ナ 河の方が一般に ケルベチ河は兩國委員によつて Z 1 知られて ル 人に ウ Д ゐ N 河の説 た河川 厶 河と



## Chorna appellée en Tartare Ourouon しある。

河(Ourouon ou Chorna Pira)と記せる小河があるが、 デュアルドの前掲書第四卷の卷頭にある支那韃靼全圖には その第九岡には同一位置に Or Pira と記してあり、 Agigue Kerbetchi Pira の東隣にウルン叉はチョルナ 上流 0

Amba Kerbetchi Pira の附近にはウルム又はチョルナ河に該當する河川なく、 これより上流は直ちに Nerza Pira

なり、 となつてゐる。從つて第四卷の卷頭の圖 たとへ本圖が、 その説明及び條文と一 によれば、 致せしめるための表現とするも、 本書の説明の如くアヂゲ・ケルベチ河が國境なることは決定的と 現在この問題を考證するに唯一 の資料

である以上、 應

こ
れ に振 らねばならない。

れる。 河の 矛盾して來る。 にア てこのゴ もので、 現 東隣にチェ 在 L -1j: Ø 少くともネル カン 1 ル 地圖 ル ビツア河と、 し斯る河川名も後述の如く國境が大ケ 河 によると昔のアンバ 寧ろ現 の方が長大で、 ル ナ 7 チンス 河があつたと解せられ、 在のチェ 昔のアヂゲ・ケルベチ河と思はれるア ク條約締結當時は、 N これを小ケルベチ河と稱 ナヤ河を大ケルベチ河とし、 ケルベチ河の附近にゴルビツア河が ヶ 前揭 ルベチ ルベチ河の大小區別も國境移動後に起つた名稱で、 がのデ 裥 Ļ 2 に移動してより後、 ĭ ア ル ゴルビツア河をチェ ル マザール ドの ビツア河 圖 であり、 一の如く、 河と比較すると、 の方を大ケルベチ河と云つた昔の 條文と一致せし その西隣にチェ アル n ij ナ ヤ河とした方が適當と考 ン河口より下流 その延長上より見れ じめる ルナヤ ために用 小ケ 河 がある。 0) 亦 ル ベチ河と 河 ケ  $\mathcal{C}^{\lambda}$ ば遙か 逋 5 ル 而し べ れた ~ 5 名と チ

木

そ本來

のケルベ

チ

河

であつたと考へられる。

第二十六卷

江 す n ル バ る國境河川で ね 南 ح ヂ ばならな 岸 0 剕 が ン 7 とネ 定は ル ネ V, ゲ ル なけれ ン チ ル 斯く考へると、 河で分割された以上、 ン チ ス ン ばならない ス 刀 ٤ ŋ 會議 0 間 に於ける國境割定の目的より考へねばならな 0 國境劃定 細 ととゝなる。 長き黑龍江流域を、 黑龍江北岸の分割 0 理 論上 力。 56 そ b Ø 中 1 ケ ァ 間で露支兩國 ル ル べ グ チ ン 河 河 .が本來 口附近に流入する左岸支流 に分割するに S Ó ح ケ 0 ル 目 的 べ チ あ は筆者の 河で、 つ たの と思考 黑龍 Ţ. あ によつて分割さ 江北岸 る によれ 力。 た分割 ば 黑龍 ア

統志の ح Ō 國境劃定 黑龍江岡 の方針を表現してゐるもの である。 これ らの圖 は康熙帝の皇輿全覧圖系統の地 は 欽定盛京通志の首卷にある黑龍江將軍所勗形勢圖又は同一系統の大淸 圖 より 新し 5 K も拘 らず、 その 描 133 は至 7 觀

ス ŋ 一會議に近き頃の地圖を資料としたものではないかと考へられる。

念的

な形態を示し、

康熙帝

が實施し

た測圖とは別系統

0 地

圖

K 屬

Ļ

寧ろそれより

、以前の古地

圖

炒

くともネ

ル

チ

北岸、 ح 0 圖 吉爾巴齊河口東岸に、 を見ると額爾克訥河と吉爾巴齊河は南北 俄羅斯界碑の圖 が記されてゐる。 直線を成し、  $\sim$ のことは、吉爾巴齊河が、額爾克訥 黑龍江と直角をなしてゐて、 との交互、 河と相 即ち黑龍江 V. 對

江 0 河谷を東西の部分に分割するが如き位置にある河川として、 との會議當事者間に理解されて ゐたととを物語

るものである。

ル 河をケ 從 つて 兩國 ルベチ河として露支兩國の國境と表現した耶蘇會士報告の地圖は誤りではない。 0 國境は、 アル ブ ン河口附近の、 黑龍江左岸の河川にあるべきであり、 との點からも、 現在 0 ブ 7 435

1

設官兵

時の現實の大ケルベチ河國境を無意識の中に示してゐるのである。 畤 地 べ つて本圖は一方ではネルチンスク條約に從つて原則的な國境として小ケ の狀態を示したものと推定され、一七一〇年頃には旣に大ケルベ 方を測圖せる チ たゞ問題となるのは前述の如く國境界標と思はるゝ塔形圖がアル 泂 П 東岸 'n  $\nu$ あることである。 デス(Regis 雷孝思)、 この資料となつたものは一 フリ デリ(Friedelli 投隱) 七一〇年七月から十月迄の間に康熙帝の命 等の耶蘇會士の報告であるか チ ij 河 ン河口より上流の黑龍江左岸支流ア ル 口に界標が存在したことを物 ベチ河國境を示しながら、 5 語  $\sim$ 0 方では測闘 つて K より ンベ 溫 ねる。 VI 黑龍江 ح の當 ケ 從 ル

年間 そこで問題は、 に小ケルベ チ河より大ケル 果して一六九八年のネル べ チ 河に國境が移動した事質があるか否かの問題となり、 チ ン スク條約締結當時より一七一〇年の耶蘇會士等の測圖の時に至る約二十 これが具體的の表現として

(59)

國境界標の移動の問題となる。

劃定せる國境に立つ」とあり、 0 陛下が國境に標證を立て之に本條文を記することを欲するならば、 E 國境界標建設は河川を以つて國境とせるネルチンスク條約に於ては必要條件ではなく、 記 10 は 「兩國の親交を永久に記念するために、滿、 清朝實錄の康熙二十八年十二月十四 漠 П シア、 清帝陛下の叡慮に任すべし」とあり、 ン語にて本條約全文を石に勒し、 ゲ 兩國間 N ピ П 0 ン

應於議定格爾必齊河諸地、 立碑以垂永久、

木 ルチ ンスク條約の國境に就て(増田 肚防

至是遺官立碑於界

第二十六卷

木

如く、 とあり、 個の界標が建設さるべきものと考へたに相違ない。 目をなす國境劃定の技術的發展上、 L かしこれには界標建設の位置が明かにされてゐないが、 その當時 七月のネルチンスク會議後、 の兩國の交通路、 黑龍江沿岸にして、 その第二段階にある點から考へると(註形)その建設地は、 十二月までの間に支那側の手によつて界標が建設されたことは明かである。 しかるに現地に於ては兩者の位置が相違してゐるので、 この地帯を東西に分割するアルグン、 この界標の目的が、 國境横斷交通路に於ける揭示板 ケルベチ兩河の交點に 前掲の盛京通志の地圖 比較的 の役 明 0

八頁のベアー(Baer)の報告を引用 との 間 「の國境界標移動に關しては、 して説明してゐる。 ラベンスタインは「ビュシングス・マガジン」(Büsching's Magazine)の この人はイルクーツクに滯在中に、 この事件に關係したコサ

蘇會士

一の測圖

の時は、

これが上流の大ケルベチ河に移動して居り、

瞭な黑龍江右岸の大河アルグン河よりも、

左岸のケルベチ河口に建設されることになつたと考へられ、

二十年後の

IJß

これがデュアルドの地圖に表現されたものと思は

れる。

クより聞き込んだものであると云ふ(誰で)。

ア

ル ババヂ

П

彼はこの

支那軍 支那當局 即ち、 キン(一七〇三―七年) は止むなく数名のコサックを派し彼を逮捕し、 K 捕 は彼がロ はれ たが、 ンの シ ア領 逃亡して後に云 攻防戰の頃、 に現れたのを知り、 シア軍 ふ處の大ケルベチ河に至り、其處でロシア政府の保護の下 K п シ シェレジン(Shelesin) と云ふツングース出の男が居た。 ア側にこの逃亡者の逮捕を要求して來た。 支那側に引き渡した。 時 このネ しかるに再び支那側 に暮してゐた。 ル チ ンス ク長官プ 處が 戦で

1

第二十六卷 第一號

六 一 ·

は のであつた。 K 兩國の國境ケルベチ河であるからである」と、 捕はれたシェ との辯解を支那官憲は嬉んで信じ、 レジンは、 支那官憲に對し、「決して自分は支那領より逃亡したのではない。 その翌年、 この上流の左岸支流をケルベチ河と稱して、 このシェ  $\nu$ ジンの案内で所謂ケルベチ河に至り、 何故ならば自分の居た處 その逃亡罪から発れた 此處に

界標を建設したのであつたと云ふ。

b 告を基とせる地圖類に、界標がこの位置に記入されてゐる理由も判然とするのであるが、その詳細な點は疑問とする ح 「の話を事實とすれば、一七一○年の耶蘇會士の測圖の時、 か」る物語が残されたと云ふ事實の中に、この頃、 國境の西進が行はれたことを推定せしむるに足るものがある 旣に界標は、上流の大ケルベチ河口に存在し、 その報

と考へられる。

チ 稱を附してなく、たど一つのケルベチ河と稱せられてゐたものが、 河とに分けることになつたのは、舊來のケルベチ河國境と、 とのことはケルベチ河の名稱の變遷に現れてゐる。 即ちネルチンスク條約當時、 新設のケルベチ河國境とを合理的に説明するために名 との十八世紀初頭以後、 何等ケルベチ河を分けるが如き名 大ケルベチ河と小ケルベ

沙紀略」 支那 の記錄にも、 との頃以後かる河川名が用ひられ、 乾隆初期(一七五〇年代)に選せられたと考へられる、「龍

K

づけられた河川名と考へるより理解の方法がない。

·今界碑在西北昂班格里必齊河之東……黑龍江……其自界碑橫而東也、 ネ 河之由西北而南入江者九、 日阿集格格里

必齊、 日卓爾克奇、 曰昻班格里必齊……

とて、 ることを物語つてゐる。 ケルベチ河をアヂゲ・ケルベチ河とアンバ・ケルベチ河とに別ち、明かに界碑が上流の大ケルベチ河東岸に在

記 かくて、この大ケルベチ河はその後兩國の國境として認められ、嘉慶十五年(一八一〇年) には毎年國境巡察が實施されたことを記し、その際、ケルベチ河で兩國官憲の交歡が行はれたことが述べてあり、 頃の作なる「黒龍江外

П シア側も、 この大ケルベチ河の國境を承認してゐたものと見ることが出來る(註也)。

L かし、 Ħ シ アの極東再進出が行はれ始めた十九世紀中頃には既に、 この地の界標は存在してゐなかつたらしく、

八五三年、 H シア外務當局の界標建設の要求に對して、清朝當局は「格爾必齊河岸の黑龍江左岸に國界標を建てん」

と回答してゐるのでも明かである(註八)。

ネ ルチンスク條約の結果、 建設された界標は、 ケルベチ河口東岸一個のみであつたことは、 その界標建設の意義よ

りも推定される處であるが、 アルグン河口及び外與安嶺の界標の問題が残されてゐる。

ア n グン河口 の界標に就て記した最も古い記錄は乾隆三十二年の欽定皇朝通志金石略である。

御製與俄羅斯定約分界碑文、

とあり、 同じ頃の乾隆十三排圖には安巴格爾必齊必拉の河口東岸と額爾古納必拉の河口西岸に界標の塔形

康熙二十九年國書行書俄羅斯蒙古捷提五種書額里古納

河摩崖

てゐる。その後この系統を受けた地圖は皆この二箇所に界標が記入されてゐる。 光緒二十年の中俄界約斠注には錢恂 過が描 かれ

れが見ら L 办 らば何時 n ない處を見るとこれは疑 これが建設され たのでらうか、 ĩ V<sub>o</sub> 恐らくは乾隆初期より 皇朝通志には康熙二十九年と書いてあるが、 そしてその建設位置が 中 媊 に至る間 K ブ ル ガ 河國境を明 十八世紀 領であることは注 初 朔 膫 0 な 記錄 5 L

値するところであつて、 П シア側 の手により建設されたのではない かと考 6 れ

ため

Ŕ

追加建設され

たのではない

かと推定される。

깨

П

西岸

の

IJ

シ

ア

目

K

め K

る

ح

次に 支那 側 の手に より 方的 に建設されたと考へられる界標 が、 東北 Ø 山嶺に . ある。 これは康熙末年の作 と考 6

れる楊賓の 柳邊紀略 にある。 次の 如き記述である。

格林必拉入、 威 伊 克阿 林 極東大山 從北海遠入、 也 康熙庚午與阿羅斯分界、 所見皆同 東海尚凍、時方六月大、 立碑於山上刻滿洲阿羅斯喀爾喀文 天子命鎮藍旗固 山額眞巴海等分三道往視之、 從亨島喇

ح れに就ては曹廷杰がその東北邊防輯要卷二に界碑地攷として考證して居り、 威伊克阿 林 K 就て は

威 伊克阿林 在混同江南岸奇吉汨下、 今其地名特林即威伊克阿林之合音、 界碑巍然尚存、 並 有 碑 額 Ĕ 永辉寺亦

勒滿蒙漢數體字

單であり、 とあり、 今の とれ恐らく宣德八年の ŀ イル としてゐる。 L 永等寺重修碑の誤解ならんと考へられる。 カン Ĺ これは疑はしく、 界碑巍然倘存と書きながら、 永寗寺碑の記述に 比 して簡

ح の曹廷杰より七十六年前 の文化六年(一八〇九年)との碑を發見した間宮林藏は、 その東韃紀行卷之上に

ルチンスク條約の國境に就て(增田)

第二十六卷

第一

號

六三

ネ

其經界(口 シアの經界)の詳を極めさらむも云甲斐なき事と思ひ、 幾年此處に有共是非其經界を極むべ しと決し

とある如く、 露清國境調査を主目的として黑龍江に至つた彼が、 -IJ-ン Ŋ = \_\_\_\_ K 於て

湖河 ம் ஜ் 中間地帯 圆境 交通路 ミッデンドルフ発見/封建 かし かつたのである。

此處の河岸高き處に黃土色の石碑二頭を立、 林藏船中より

の遠 一
眺
な
れ
ば
文
字
は
彫
刻
せ
る
や
否
を
知
ら
す

を拂つてゐないのでも、 とこの二碑を見たるにも拘らず、 曹氏の考證の誤りが明かである。 何等國境界碑としての注意

定は、 誤りではなかつた。

間宮林蔵が、

黑龍江口奥地に、

露清國境あるべしとの

推

L

大體との地 方の國境はネルチンスク條約で未定に殘され

地域であつて、 ラテン條文では

ウヂ(Vdi) 河と此山脈(外與安嶺)との間にある地方及び海

交通未發達のため强ひてこの際國境を勘定する必要を認めな として居り、 に注ぐ諸河の疆界は暫く未解決の儘に放置し この地域に闘する地理的 從つて、 との地域に界標建設の必要なく、 知識の不足と、

兩國

0

た

もし建てたとすれ ば 支那 側 から 方的 K 自己の文化圏を限定するために補立したものと推定され、 國境劃定の技術

的發展上、その第一段階に屬する界標と見るべきである。

前 揭 0 柳邊紀略にある威伊克阿林界碑 の記述も、 曹廷杰 の考證にある如く、 たど一つの界碑と見るべきではなく、

康熙二十九年、 固 Щ 額眞、 巴海等が亨烏喇(曹氏は吞河としてゐるが疑問)、 格林 必拉 (曹氏は格楞河 ٤ 現 在 Ø

グ ル灣との中 蕳 の山脈は現在、 ゥ -tc ٠ アリ ヾ ア Д . アリ ンと稱せられてゐるが、 漠然と外與安嶺の東方延長と解

ゴ

IJ

河)、北海(曹氏は索倫河東海灣とし、

現

在の

ŀ

ゥ

グル灣)の三道より奥地

に入り、

威伊克阿林

Î

IJ

ン

河とト

ウ

べ きであらう) に達し、 各自その 山上に 踏 査記念の標識を残したことを記錄し たの ではあるまい かと考へら れる。

清朝實錄卷七四三の乾隆三十年八月の條に

其黑龍江城與鄂羅斯接壤處有與堪山、 延亙至海、 亦斷難乘馬偷越、 第自康熙二十九年、 與俄羅斯定界、 查勘各河 源

後、從未往杏

とあり、 との威 伊克阿林踏査實施を物語るものと思はれるが、 界標に就ては述べてゐない。

清季外交史料卷七七所載の黑龍江將軍恭鐘等の奏摺(光緒十四年八月)には

有精奇里河託克河英肯河西力木迪河牛曼河西勒莫德河六封堆、 每年由布特哈總管、 輪派官兵巡查、 均爲防俄窥邊而

設、歷由乾隆三十年至道光二年陸續奏明、邈照辨理在案

とありて、 乾隆三十年より以後、 -E 1 7 河 12 v Д ジ 7 河 ブ  $\nu$ ーヤ河上流方面の巡察が實施せられ、 とれ等の地 方

第二十六卷

第

號

六五

ルチンスク條約の國境に就て(增田)

木

ネ

ıν

チ

六六

に六個の封堆があつたことを物語つてゐる。

方面 丸 は前 でニ 7)3 述 る 0 個 r 封 班 八 ブ 四 Ø V 四年(道光二十四年)、 こと」思 1 ヤ 河上流で二個、 は n る が、 そ ŀ と の Ø ゥ 報 ij 告 方面を調 ル K 河 \$ Ŀ. 流 人 查 で 訚 L 0) 個 たミツデンド 背 計六個 位. 0 高 さの Ø 國 ル كا 境界標を發見し フ ラ は、 Ξ ゼー ッ F 式 + 河 に小石を積み重ね 上流 たと報告して 6 \_\_\_ 個 ねる(註九)。 12 た石壘」と V 厶 ジ ヤ ح 河

記 ī 7 居り、 ح 0 封 堆 とは蒙古 0 鄂 博 Ø 如きも 0 6 あつたと考 ^ 5 れる

·各書名月日 於木 牌 瘞 山 上 明 年察邊者取 歸 以 呈將軍副都統、 叉各瘞木 牌 以備後來考驗、 此爲定

とあり、

即ち

ح

00

掛

址

は國境

地

帶巡察者

から

奥地

に實際に至り

巡察を實施

せることを證據立て

る

ため

K

巡

察

記錄

ح

O

封

堆の意義を説明するも

Ø

と思はれる資料とし

7

黑龍江外記

の卷下

の察邊の

條

K

埋藏 に巡察記録 Ļ 以つて翌年の を記 せる木 板 巡察者に聯絡する が馬 毛で掛けてあつたと記 ため K 用  $\alpha$ Ļ 5 n たも ح 0) 封堆 Ø) と考 の意義を ^ 6 n 無言の る。 ミツ 中 デ 17 說 > 明 F L n 7 フ B Ł, そ 0). 附 近 0 木 Ø 枝

識で 從つて、 あつて、 ح れ等 何等國際的意義を有するものではなく、 0 封堆は嚴密な意味に於て界標と稱せ 假 Ö 6 その n る 間 6 のでは K 條約 なく、 Ŀ 0) 亟 境が 自己 協定 Ø 文化圈 され てあ を自主的 った とし K 印 7 L づ ń る標 ح 0

國境 兩 側 は無所 屬 Ø 中 間 地 一帯をなして質際上、 國境地帯を形成 Ų 封堆! はて 0 國境地帯と文化圏との 限界を表示 L 7

ゐるに過ぎないのである。

ネ n チ ン ス ク條約によつて決定されたこの方面の國境 Ŕ 加 1る國境地帯の段階にある國境であつて、 兩國交通

未發達の當時に於ては、 これを以つて充分滿足し得る狀態であつたのである。 ウデ河流域の未劃定地域も、 條文に明

記された國境地帶と見ることが出來る。

兩國交渉がこの交通路に沿つて行はれ、 これに反して、 ネルチンスク條約の主目的なる、 從つて比較的詳細な地 アムール路沿岸の國境割定は、 理的知識 の基礎の下に、 旣に線的な國境を必要とする程の アルグン、 ケル ベチ兩河によ

つてこの交通地帯の分割が行はれ、 これが標識として國境界標がケルベ チ河口に建設されたのである。 しかるにその

方面 後、 の國境は自然の河流を利用することによつて比較的詳細な線的國境が維持せられて來たのである。 大ケルベチ河に國境が西進し、 界標も移動せられ、更らに、 アルグ ン河口にも界標が補立せられ、 かくて、 との

(昭和十五年十一月二十八日)

- 2 Godunoff, Map of 1667. (Baddely: Russia, Mongolia, China. Vol. I. p. 126) Remezoff, wall map of Northern Asia, op. cit. Vol. II p. 326). 1696. (Baddely: op. cit. Vol. I. p. 157) Remezoff, Map of the Territory of the Town Nerchinsk, 1701 (Baddely:
- (3) DuHalde: Description Géographique, chronologique, politique, et physique de l'empire de la Chine et de la Tartarie Chinoise. Paris. 1735.
- Treaties between China and Foreign States. Vol. I. pp. 3-17.
- ⑤ 拙稿滿洲東部國境の諸問題(滞鐵調查月報、昭和十四年三月
- © Ravenstein: The Russians on the Amur, London, 1861, p. 67.

ネルチンスク條約の國境に就て(增田)

第一號 六七

第二十六卷

黑龍江外記卷下

7

- 祭邊者旣至格爾畢齊河、瑪玉爾先來謁待以賓禮……瑪玉爾俄羅斯官名
- (9) (8) Ravenstein: op. cit. pp. 203-212 (Middendorf's Journey from the Sea of Okhotsk to Ust Strelka, 1844-5). Vladimir: Russia on the Pacific and the Siberian Railway, London, 1889 pp. 200-201.